



**DXで市民の利便性向上！
住民税決定証明書（所得証明書・課税証明書）コンビニ交付をスタート**

概要説明

四條畷市では、**令和6年3月1日（金）**から、**住民税決定証明書（所得証明書・課税証明書）のコンビニ交付サービス**を開始します。

【概要】

発行できる書類：住民税決定証明書（所得証明書・課税証明書）

※住民票・印鑑証明書は、令和元年12月から既に対応

利用可能時間：6時30分～23時（メンテナンス日を除く）

交付可能場所：マルチコピー機が設置されている

全国のコンビニエンスストア

取得に必要なもの：マイナンバーカード

登録された4桁の暗証番号（利用者証明用電子証明書暗証番号）

手数料（1通につき300円）

利用できる人：賦課期日（1月1日）時点で四條畷市に居住しており、課税登録のある人

※次の人は対象外

- ・交付申請時において他自治体や海外に転出している人
- ・四條畷市に課税資料の無い人（無申告の人）
- ・住民票等の発行停止処理を申し出している人 など

※備考

- ・交付は最新年度分のみ可能です。
- ・申告（修正申告を含む）した場合、直ぐには証明書の内容に反映はしません。
- ・条例等で手数料が免除になる場合でも、コンビニ交付においては手数料がかかります。
- ・交付後の住民税決定証明書の返品や交換はしません。



問い合わせ

電話 072-877-2121 〈代〉

税務課 担当：喜多（内線380）